

生ごみ処理機器等補助金制度

家庭及び事業所から排出される「燃やせるごみ」の約50%を占める生ごみ。
町では生ごみの減量と資源化のため、生ごみ処理機器等の購入に対し補助金を交付しています。



生ごみ処理機器等は、臭い、汁がたれる、虫が湧く、収集日までの置き場所に困る、
集積所が猫やカラスに荒らされるなどの悩みも解消できます。

この制度を活用して、生ごみを堆肥化するなど有効利用して、ごみを減らしましょう。

補助金制度の概要

- 補助金：** 機器等の購入価格の1/2以内で、
生ごみ処理機(機械式)は30,000円、
生ごみ堆肥化容器(コンポスト)は4,000円を限度に補助します。
(※生ごみ処理機で排水機能のあるものは補助の対象になりません。)
- 対象者：** 長泉町内に住所を有する者及び長泉町内に事業所を有する者で、堆肥化された生ごみを自己処理できる者。
- 対象個数：** 生ごみ処理機(機械式)は、1世帯1基、使用期間6年間。
生ごみ堆肥化容器(コンポスト)は、1世帯2基、使用期間3年間。
- 申請方法：** 暮らし環境課(役場3階及び焼却場)で申請書を記入し、申請してください。
町のホームページでもダウンロードできます。
※申請に必要なもの
- | | |
|-------------|------------------------|
| ■印鑑 | ■設置後の写真(プリントアウトしたもので可) |
| ■購入した機器の領収書 | ■振込口座のわかるもの |
- 申請期限：** 購入日又は領収日から30日以内(当該年度3月10日まで)